

総合事業のサービス利用までの流れ

65歳以上のすべての方が対象です。

元気高齢課・地域包括支援センターへご相談ください！



介護予防の教室に
参加したい方

介護や支援が
必要な方

基本チェックリスト実施

生活機能が低下しているかを
チェックします。

非
該
当

要介護（要支援）
認定の申請

要支援1・2の方

非該当

該当

ケアプランの作成（地域包括支援センターへ）

●介護予防サービス 福祉用具貸与
予防通所リハビリ 等

+

●介護予防・生活支援サービス
訪問型サービス、通所型サービス

+

●一般介護予防事業

高齢者元気アップ教室、生き生き元気のつどい等



介護予防・日常生活支援総合事業